

第 4 部

資 料

## 1 安八町おたがいさま計画策定経緯

年 月 日	内 容
平成29年 4月12日	○作業部会 ・計画の策定方法等について ・地域福祉に関する住民意識調査の調査票について
4月19日	○作業部会 ・地域福祉に関する住民意識調査の調査票について
5月11日 ～31日	○地域福祉に関する住民意識調査の実施 ・配布数1,800 有効回答数843 有効回答率46.8%
6月5日	○作業部会 ・地域福祉推進者意向調査について
6月20日	○作業部会 ・地域福祉に関する住民意識調査の集計等について ・地域福祉推進者意向調査について
7月19日	○作業部会 ・地域福祉に関する住民意識調査の集計等について
8月8日	○第1回策定委員会 ・地域福祉に関する住民意識調査の集計結果について
8月～ 9月	○地域福祉推進者意向調査の実施 民生児童委員 配布数27 回答数13 ボランティア団体・地域団体 配布数70 回答数44 福祉サービス事業者 配布数6 回答数6
10月5日	○作業部会 ・第1部 計画の概要について
10月19日	○作業部会 ・地域福祉推進者意向調査の報告書 ・第2部 現状と課題について
11月7日	○作業部会 ・第2部 現状と課題について ・第3部 計画について
11月15日	○作業部会 ・第3部 計画について
11月28日	○第2回策定委員会 ・安八町おたがいさま計画（案）の検討
12月1日 ～15日	○パブリックコメント募集
平成30年 1月11日	○作業部会 ・安八町おたがいさま計画（案）の修正 ・第4部 資料について
1月24日	○作業部会 ・安八町おたがいさま計画（案）の修正
1月30日	○第3回策定委員会 ・安八町おたがいさま計画（案）の検討・承認

## 2 安八町おたがいさま計画策定体制

### (1) 安八町地域福祉計画策定委員会設置要綱

制定 平成24年12月1日

改定 平成29年7月1日

#### (設 置)

**第1条** 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき地域住民、地域団体等との協働により地域福祉の計画的な推進を図ることを目的とする安八町地域福祉計画及び住民参加による地域福祉活動を計画的に推進することを目的とする安八町地域福祉活動計画を策定するため、安八町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

**第2条** 委員会は計画の策定に関し必要な事項を審議する。

#### (委 員)

**第3条** 委員会は、委員15名以内で組織する。

- 2 委員は、地域福祉に優れた見識を有する者を町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、当該計画策定完了の日までとする。
- 4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (運 営)

**第4条** 委員会に、委員長及び副委員長をそれぞれ1名置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、議事その他会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会 議)

**第5条** 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、最初に招集される委員会は、町長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長が必要であると認めたときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(作業部会)

第6条 委員会は、計画策定に関する調査、研究、調整及び検討をするため、作業部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、福祉課職員及び社会福祉協議会職員で構成する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

## (2) 安八町地域福祉計画策定委員会名簿

区 分	氏 名	所 属
議 会	碓 井 昭 夫 ◎ 小 川 文 雄	平成29年10月31日まで } 民生文教委員長 平成29年11月1日から }
社会福祉活動関係者	○安 藤 延 邦 高 橋 厚 男 佐 竹 時 男	民生委員児童委員協議会会長 老人クラブ連合会会長 身体障害者福祉協会会長
社会福祉施設関係者	山 中 美 恵 子 加 藤 正 人 大 橋 み どり	サンライズ長良理事長 ひかりの里所長 あすなろの園園長
地域関係者代表	棚 橋 清 隆 説 田 友 紀 高 木 安 三 梶 井 和 子 渡 邊 智 子 渡 邊 逸 雄 棚 橋 玲 子 小 川 初 美	区長会会長 保育園保護者会連合会会長 社会福祉協議会会長兼シルバー人材センター会長 友愛会代表 つくしんぼの会会長 サロン会代表 元気サポーター代表 ファミリーサポート代表

◎=委員長 ○=副委員長

## (3) 安八町地域福祉計画作業部会名簿

区 分	氏 名
福祉調整監	堀 隆 志
福祉課長	坂 和 由
福祉課長補佐	石 田 千 夏
福祉課長補佐	宇 野 比 登 美
社会福祉協議会局長	服 部 正 樹
社会福祉協議会課長補佐	鈴 木 康 子
生活支援コーディネーター	坂 由 紀 子
生活支援コーディネーター	安 藤 千 鶴 子

### 3 用語解説

この用語解説は、本計画に使用している言葉のうち、法律用語、専門用語、外来語などの一般的にわかりづらいものに解説をつけて、五十音順に整理したものです。

**あんぱちっ子すくすくプラン** ⇒ 子ども・子育て支援事業計画

**いきいきサロン** ⇒ ふれあいいきいきサロン  
ふれあいカフェ

**委嘱型地域福祉推進者** 町や県、国などの行政機関や社会福祉協議会の委嘱により、地域において要援護者等の見守り活動等を行う人をいう。具体的には、民生児童委員、食生活改善協議会員、身体障害者相談員などが該当する。

**居場所** 「居場所」という言葉は、いきがいの持てる場所、役割のある場所、生きる喜びや満足感を得られる場所、帰属意識の持てる場所、居心地のいい場所などを指している。具体的には、家庭、仕事・会社、地域・近隣、趣味・学習の場などが考えられるが、「居場所」の条件としては、本人の主体性のある場所といえる。

**インフォーマルサービス** 近隣や地域社会、ボランティア等が行う非公式的な援助のこと。法律等の制度に基づいた福祉、介護等のサービスをフォーマルサービスと呼び、その対語として使われる。インフォーマルサービスは、要援護者の置かれた環境、状況に応じた柔軟な取組みが可能である点の特徴といえる。

**NPO [Non-Profit Organization]** 非営利団体をいう。ボランティア団体もNPOである。

**NPO法人（特定非営利活動法人）** 特定の非営利活動を行うことを目的として、特定非営利活動促進法の定めるところにより設立された法人。法人格を取得できる団体は、営利を目的としないものであること、特定非営利活動を行うことを主た

る目的とすること、等の要件を満たすことが必要である。

**園庭開放事業** 未就園児の親子の交流の場として、町内の6保育園が園庭の開放を行っている。

**オストメイト** 人工肛門・人工膀胱保有者。

**親子料理教室** 小学生の親子を対象に、夏休みに調理実習を行い、子どもに食の大切さを理解させる教室。

**介護支援専門員** ⇒ ケアマネジャー

**介護相談員** 介護保険事業の保険者である市町村（本郡の場合は「安八郡広域連合」）の委託により、介護保険サービスを提供している施設を訪問し、サービス利用者の相談等に応じ、苦情に至る事態を未然に防いだり、利用者の不平、不満や不安に対応して、それらの改善の途を探ったりする人をいう。

**介護保険事業計画** 介護保険法に基づき、保険者である市町村（本郡の場合は「安八郡広域連合」）が、厚生労働大臣の定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して、3年ごとに定める介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画。その基本的な性格は、サービス基盤整備の行動計画であるとともに、サービス給付と保険料負担のバランスを決めるものとなる。

**介護保険施設** 介護保険法による施設サービスを行う施設。介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設（老人保健施設）及び介護療養型医療施設（療養病床等）の3種類がある。なお、介護療養型医療施設は、2023年度までに「介

護医療院」に転換される。

**介護保険法** 加齢に伴って生ずる疾病等により要介護状態となった高齢者等が、その有する能力に応じ自立した生活が送れるよう、国民の共同連帯の理念に基づき必要な介護サービスに係る給付を行うことを目的とした法律。制度としては、財源の2分の1を公費、残りを保険料でまかなう社会保険で、利用者の選択により介護サービスを利用できるシステムである。

**介護保険料** 市町村が徴収すべき介護保険事業に要する保険料は、公費負担分と第2号被保険者（40歳以上65歳未満の人）が負担すべき保険料を除いた第1号被保険者分（65歳以上の人）である。第2号被保険者については、医療保険の保険料と一括徴収される。第1号被保険者の保険料の徴収方法は、年金からの特別徴収（天引き）と市町村が直接徴収する普通徴収の方法がある。

**介護予防** 高齢者が要介護状態にならないよう予防すること。

**介護予防・生活支援サービス事業** 介護保険法の地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業の一つで、①要支援認定者の訪問介護を含む訪問型サービス、②要支援認定者の通所介護を含む通所型サービス、③配食等の生活支援サービス、④介護予防ケアマネジメント、から成り立っている。平成26年6月の介護保険制度の改革により、地域包括ケアシステムの構築に向けて地域支援事業の見直しが行われた。安八郡広域連合が介護予防・生活支援サービス事業に移行したのは、平成29年度である。

**核家族化** 核家族とは、夫婦と未婚の子からなる家族を基本として、片親と未婚の子からなるもの、夫婦のみからなるものを含む。いわゆる三世帯世帯や四世代世帯の減少を表す言葉として「核家族化」が用いられる。

**学校安全サポーター** 子ども達の登下校の時間帯

にあわせて、自宅周辺を見守り、あいさつや交通安全の呼びかけを行うボランティア団体。結見守り隊と登龍校区子どもサポート隊がある。

**岐阜県福祉のまちづくりインストラクター** 高齢者や障がいのある人に配慮した建物の計画、改修等に関する相談に応じるための県内の建築士のボランティア活動。市町村や福祉関係団体等が実施する事業等への派遣も行っている。

**共生型サービス** 要支援・要介護認定者と障がい児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度の両方に「共生型サービス」が位置付けられた。対象サービスとしては、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等が想定されている。介護保険優先原則の下では、障がいのある人が65歳になって介護保険の被保険者となった際に、使い慣れた障害福祉サービス事業所が利用できなくなるケースがあり、制度の「縦割り」を超えて柔軟に必要な支援を確保することが容易になるよう、共生型サービスが創設された。

**行政サービス** 国・県・市町村が法律等の制度に基づき実施する各種サービスをいう。法律等の制度に関係なく、住民・ボランティアが行うサービスをインフォーマルサービスという。

**協働** 協力して働くこと。この計画は、住民・行政・町社会福祉協議会をはじめとする福祉事業者が協働して推進することとしている。

**居宅介護** ⇒ ホームヘルプサービス

**居宅介護支援** 居宅要介護認定者の依頼により、その心身の状況、置かれている環境、要介護認定者や家族の希望を勘案して、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、その計画に基づいてサービス事業者等との連絡調整などの支援を行うことをいう。居宅介護支援はケアマネジメントともいわれ、介護支援専門員（ケアマネジャー）が行う。

**居宅サービス** 介護保険法における居宅サービスとは、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の12種類の居宅要介護認定者（要支援認定者に対する給付にはサービス名の前にそれぞれ「介護予防」が付される）が利用可能なサービスをいう。

**グループホーム** 介護保険法においては、比較的軽度の認知症の状態にある要介護認定者等が5～9人で共同生活を営む住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う入居施設をいう。障害者総合支援法にも同様のグループホームがある。

**グレーチング** 表面排水を目的として、道路や歩道の排水路にかける蓋。車いすの補助輪がグレーチングに挟まりやすいなどのことから、最近では格子を細かくしている。

**ケアマネジメント** ⇒ 居宅介護支援

**ケアマネジャー（介護支援専門員）** 要介護認定者の相談に応じ、要介護認定者とその心身の状況等に応じ適切な居宅サービス又は施設サービスを利用できるよう、市町村、居宅サービス事業者及び介護保険施設等との連絡調整を行う人。ケアマネジャーは、要介護認定者が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものであり、介護サービスの要となることから、その倫理性や質が求められる。

**ケースマネジメント** 要援護者の個別支援という意味ではケアマネジメントと同義であるが、ケアマネジメントは主として介護を要する人に用いられ、ケースマネジメントはより広く、例えば母子家庭への支援なども含まれる。

**元気サポーター** 介護予防・生活支援サービス事業の担い手として、平成29年度から活動している本

町のボランティア。元気サポーターは、日常生活支援事業（ワンコインサービス）、元気百梅カフェ・元気百梅体操の運営補助を行っている。

**元気百梅カフェ** 地域で孤立しがちな高齢者、障がいのある人、子育て中の親子、介護や福祉、育児の専門家が集い、情報交換、ふれあいの場所・居場所として開催される集まり。元気サポーターが運営補助を行っており、共生社会に向けた取り組みの一つである。

**元気百梅体操** 安八町地域包括支援センターの高齢者の運動機能向上、認知症予防を目的とした体操で、介護保険法の介護予防・生活支援サービス事業として行っている。

**権利擁護** 自らの意思を表示することが困難な知的障がいのある人や認知症高齢者等に代わって、援助者等が代理としてその権利やニーズの獲得を行うことをいう。

**公益法人** 公益を目的とする事業を行う法人をいう。狭義には、公益社団法人及び公益財団法人をいうが、広義のものとして、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、特定非営利活動法人等がある。

**後期高齢者** 高齢者を65歳以上と定義する場合、90歳、100歳以上に至るまでの幅広い年齢層を包含することになるが、そのうち75歳以上の人を後期高齢者（オールド・オールド）という。それに対して、65歳以上75歳未満は前期高齢者（ヤング・オールド）と区分している。

**高齢化率** 高齢者人口（65歳以上人口）が総人口に占める割合をいう。わが国の平成28年10月時点での高齢化率は27.3%であり、平成77年には38.4%になると推計されている。

**高齢者** 一般的には65歳以上の人をいう。

**コーディネーター〔coordinator〕** 仕事の流れを円滑にする調整者のこと。社会福祉の援助においては、他の職種とのチームワークが不可欠であり、その際に関係する施設、機関、団体の人たちとの



調整が必要となる。

**互 助** 互いに助け合うこと。地域福祉活動は、互助活動である。

**個人情報保護法** 平成15年5月に公布された「個人情報の保護に関する法律」の略称。この法律による「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものとされているために、町の把握している地域の要援護者の情報等を地域福祉推進者に知らせることができないなど、地域福祉の推進の阻害要因になる場合もある。

**子育て** 「子育て」は親が主語であるが、「子育て」は子どもたちが主体的に育ちの模索を行うことをいう。

**子育てサークル** 保育園や幼稚園に就園する前の子どもとその保護者が集い、子育て中の親子の間づくり、保護者のリフレッシュの場を提供するもので、本町においては地域子育て支援センターで行っている。

**子ども会** 小地域で組織され、保護者や育成者のもと、子どもの健全育成を目的として異年齢の子どもが活動する団体をいう。

**子ども・子育て支援事業計画** 子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等の実施に関する計画。子ども・子育て支援事業計画は、平成27年度を初年度とする5年計画で、全市町村が定めなければならない。本町では、平成26年度に「第3期あなばちっ子すくすくプラン」を策定した。

**子ども110番の家** 子どもを犯罪から守るため、通学路周辺の民家や商店等に「子ども110番の家」になってもらい、子どもが不安を感じて駆けこんできた時、子どもを保護し、警察、学校、家庭等へ連絡してもらおう制度。

**コミュニティ [community]** 居住地域を同じくし

ている共同体のこと。通常、地域社会と訳される。生産、風俗、習慣等に結びつきがあり、共通の価値観を所有している点が特徴である。産業化、都市化、核家族化、少子高齢化等が進行し、コミュニティの機能も大きく変容し、弱体化している。

**災害時要援護者** ⇒ 避難行動要支援者

**サポーター [supporter]** 本来は関節部などを保護するスポーツ用サポーターをいうが、本計画においては、「支持者」を指す。

**しあわせ相談サロン** 民生児童委員を相談員とした結婚相談をいい、町社会福祉協議会が毎月1回行っている。

**しあわせ発見事業** 結婚を希望する男女の集団見合いの場をいい、町社会福祉協議会が年1回開催している。

**自主防災組織** 地域の人たちが自分たちの町を災害から守るため、日頃から話し合いや訓練などを行い、防災活動を効果的に行うための組織。市町村単位で結成されている。

**次世代育成支援対策行動計画** 平成15年7月に公布された次世代育成支援対策推進法により、市町村及び都道府県に策定が義務づけられた子育て支援等に関する計画。同時期に公布された少子化社会対策基本法とともに、出生率の上昇をめざしたが、その効果はあまりあがっていない。次世代育成支援対策推進法は、平成26年度までの時限法であったが、10年間延長され、平成27年度以降は子ども・子育て支援事業計画と並行して策定することになった。

**施設サービス** 要援護者が施設に入所して受けるサービス。施設の種類の、老人福祉法では、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームが該当し、介護保険法では、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設が該当する。以上のほかに、生活保護法、障害者総合支援法、児童福祉法等に

規定されている施設がある。

**指定管理者制度** 地方公共団体が外郭団体に限定していた公の施設の管理を株式会社をはじめとした民間法人にもさせることができるという制度。地方自治法の改正により、平成15年9月に施行された。小泉元総理大臣の「民間でできることは民間で」を具現化した例の一つといえる。

**児 童** 児童福祉法等においては、18歳未満の人を児童と定義し、心身に障がいがある人については20歳未満の人まで範囲を広げている。児童福祉法では、1歳に満たない人を「乳児」、1歳から小学校就学の始期に達するまでの人を「幼児」、小学校就学の始期から18歳に達するまでの人を「少年」と分けている。母子及び寡婦福祉法においては、20歳未満を児童としている。また、労働基準法では、15歳に満たない人を児童とし、原則としてその使用を禁止し、18歳未満の人は年少者という。

**社会教育** 学校教育による教育活動でなく、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションを含む)をいう。小、中学校の児童、生徒に対する社会教育(少年教育)、両親に対する児童の育成に関する教育(家庭教育)、放送大学、大学公開講座などの成人教育、生涯教育、老人大学等も社会教育の一環である。

**社会貢献活動** 「フィランソロピー」の日本語訳で、企業が行う社会貢献活動をいう。「フィランソロピー」とは、「人間愛」「人類愛」と訳され、人間が本来持っている助け合いの精神まで含んでいるとされている。企業人もこうした精神を持つべきであるとしたのが、「フィランソロピー」の概念である。

**社会資源** 福祉ニーズを充足するために活用される施設・機関、個人・集団、資金、法律、知識、技能等々の総称。

**社会福祉基礎構造改革** 介護保険法の成立を機に、昭和26年制定の社会福祉事業法による半世紀にわたる措置制度と社会福祉法人による社会福祉のあり方を、「サービス利用者と提供者の対等な関係の確立」「利用者本位の考え方に立った地域での総合的な支援」の方向に改革すべく、平成12年6月障がい関係の法改正を含む社会福祉法の成立へと進み、さらに平成15年4月からの「措置から契約へ」の改革による支援費制度の導入などの一連の流れを社会福祉基礎構造改革という。

たる措置制度と社会福祉法人による社会福祉のあり方を、「サービス利用者と提供者の対等な関係の確立」「利用者本位の考え方に立った地域での総合的な支援」の方向に改革すべく、平成12年6月障がい関係の法改正を含む社会福祉法の成立へと進み、さらに平成15年4月からの「措置から契約へ」の改革による支援費制度の導入などの一連の流れを社会福祉基礎構造改革という。

**社会福祉協議会** 社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つで、地域福祉の推進を目的とし、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者(ボランティア団体等)が参加する団体である。市町村、都道府県及び中央(全国社会福祉協議会)の各段階に組織されており、市町村社会福祉協議会は、複数の市町村を区域として設置することができる。社会福祉を目的とする事業の企画及び実施並びにボランティア活動等への住民参加のための援助並びに社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡調整及び助成等を業務としている。

**社会福祉事業** 社会福祉法第2条に定める第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業をいう。第1種社会福祉事業としては、入所施設を営業者等があり、その営業者等は、国、地方公共団体、社会福祉法人等に限定されている。第2種社会福祉事業としては、通所サービス、訪問系サービス等が列挙されており、その営業者等には、国、地方公共団体、社会福祉法人等のほかに、株式会社、NPO法人などが含まれる事業がある。

**社会福祉大会** 地域福祉の推進を図ることを目的として、町社会福祉協議会が福祉関係者及び一般町民を対象として毎年1回開催しているイベント。福祉功労者への表彰状・感謝状の贈呈、講演会等を内容としている。

**社会福祉法** 社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的と

する他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする法律。平成12年に社会福祉事業法から社会福祉法に改正された。

**重度訪問介護** 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一種で、重度の肢体不自由・知的障がい・精神障がいのため常時介護を必要とする人が、居宅において長時間にわたる介護と移動中の介護を総合的に受けられるサービスをいう。

**住民参加** 地域社会の住民の積極的な参加・協力により社会福祉活動を推進することをいう。ここでの住民とは、欧米の市民（シチズン）に当たるもので、社会的に無関心な住民とは区別される。地域福祉活動の場合、地域の住民が、地域の福祉問題を自らの手で解決しようとする性格のため、住民の積極的な参加・協力は不可欠であり、その開発も重要である。

**就労継続支援** 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一つ。一般企業への就職が困難な障がいのある人に就労機会を提供するとともに、生産活動を通じて、その知識と能力の向上に必要な訓練などを行う。就労継続支援にはA型とB型があり、A型は障がいのある人と雇用契約を結び、原則として最低賃金を保障するしくみの「雇用型」であり、B型は雇用契約を結ばず、利用者が比較的自由に働ける「非雇用型」である。

**主任児童委員** 児童福祉法に基づき、児童委員と一体となって、乳幼児をもつ親の子育てに関する活動や、児童の福祉に関する活動を行う民間奉仕者。主任児童委員は、児童委員のうちから厚生労働大臣が指名することとされている。

**障害支援区分** 障がいのある人に対する障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、障がいの

ある人の支援の度合いを示す区分をいう。全国統一の調査票による調査と医師の意見書の結果をもとに、市町村審査会が区分1から区分6などを判定する。平成25年度までは、障害程度区分とっていた。

**障害児通所支援等** 障がいのある児童が通所して受けるサービス等をいい、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援及び障害児相談支援をいう。

**障害児福祉計画** 平成28年6月の児童福祉法の改正により、障害児福祉計画の策定が都道府県・市町村に義務づけられた。障害児福祉計画は、障害児通所支援や障害児相談支援等を計画的に進めていくことを目的としており、障害福祉計画と一体化して策定する。

**障害者計画** 障害者基本法により、都道府県及び市町村が策定する障がいのある人のための施策に関する総合的な計画。障害者基本法による「障害者」とは、身体に障がいのある人、知的障がいのある人、精神に障がいのある人等をいう。計画の範囲は、障がいのある人についての雇用・教育・福祉・建設・交通など多岐にわたり、障がいのある人の年齢・障がいの種別・程度に応じたきめ細かい総合的な施策推進が図れるようにしている。なお、国が定めるものを障害者基本計画という。

**障害者差別解消法** 平成28年度から施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の略称。障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としている。差別を解消するための措置として、国・地方公共団体等及び民間事業者には、差別的扱いの禁止と合理的配慮の提供を求め

ている。

**障害者総合支援法** 平成17年に公布された障害者自立支援法を改称して、平成25年4月から施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の略称。障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らせる地域社会をめざすことを目的とし、障がいのある人が基本的人権を享有する個人として尊厳ある生活を営めるよう、必要な障害福祉サービスの給付や地域生活支援事業などの支援を総合的に行うことを定めた法律。

**障害者相談支援事業** 障害者総合支援法に定める相談支援事業は、①福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、②社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）、③社会生活力を高めるための支援、④ピアカウンセリング、⑤権利の擁護のための必要な援助、⑥専門機関の紹介等である。

**障害者手帳** 障がいのある人に交付される証票。身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳がある。

**障害者補助犬** 身体障害者補助犬法においては、盲導犬、介助犬及び聴導犬をいう。

**障がいのある人** 障害者基本法では、身体に障がいのある人、知的障がいのある人、精神に障がいのある人等としているが、障害者総合支援法には、難病患者等が加えられている。

**障害福祉計画** 障害者総合支援法では、市町村及び都道府県に障害福祉計画の作成を義務づけている。市町村障害福祉計画は、障害福祉サービス、地域生活支援事業等を計画的に推進するため、平成18年度を初年度に3年を1期として作成されている。

**障害福祉サービス** 障害者総合支援法において、「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支

援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活支援（グループホーム）とされている。

**少子高齢社会** 子どもが少なく、高齢者が多い社会をいう。出生数の減少と高齢者の増加したわが国の人口構造について述べる場合に使用される。

**小地域福祉活動** 町内などの小地域において、民生児童委員、福祉推進委員などが中心となり、地域住民の抱えるニーズに対する援助活動を行うことをいう。

**職住一致** 住居と職場が同じであることをいう。かつての日本は、職住一致あるいは職住近隣といえたが、現在は職住分離が増えてきた。

**食生活改善協議会** 食生活講習会の開催などの食生活改善活動を地域において推進しているボランティアである食生活改善推進員（ヘルスマイト）の合議機関。

**自立支援** 福祉施策で用いられる自立支援とは、介助が必要な重度の障がいのある人であっても、自らの意志によって、自らの人生を選択・決定し、社会の一員として主体的に生きていくための支援をいう。従来使用されていた「福祉」という用語は、公的機関が生活に困っている人に対し「与える」というニュアンスが感じられたが、「自立支援」は当事者の意志を尊重し、その自立を支援するという前向きな考え方といえる。

**シルバー人材センター** 定年退職者等を会員として、その希望に応じた臨時的・短期的な就業の機会を確保、提供することを目的として市町村単位に設立された（公益）法人。

**人口動態** 人口の増減、人口構成の変化の状態は、出生、死亡、移住等によって常に変動するが、この変動を人口動態という。出生及び死亡を「自然動態」、転入及び転出を「社会動態」という。

**身体障害者相談員** 身体障害者福祉法に基づく身体に障がいのある人の福祉の増進を図るための民

間協力者。原則として、身体に障がいのある人のなかから、市町村長が委嘱する。

**身体障害者手帳** 身体障害者福祉法に基づき交付され、同法に規定する更生援護を受けることができる者であることを確認する証票。対象となる障がいは、①視覚障がい、②聴覚又は平衡機能の障がい、③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤内部機能障がい(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫及び肝臓の機能障がい)で、障がいの程度により1級から6級の等級が記載される。身体障害者手帳は18歳未満の身体に障がいのある児童に対しても交付され、本人が15歳未満の場合は、本人に代わって保護者が申請し、手帳の交付も保護者に行われる。

**生活介護** 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一種で、常時介護を要する障がいのある人が、主として昼間において、障害者支援施設や事業所で、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等を受けるサービスである。このサービスは、施設入所者も利用できる。

**生活保護率** 人口あたりの生活保護を受けている人数。通常は、千分率で表される。

**青少年育成地区推進委員** 青少年の見守りや自立の促進など、青少年の健全な育成を支援するために町が委嘱した民間活動者。

**精神障害者保健福祉手帳** 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、都道府県知事が精神障がいの状態にあると認めた人に交付する手帳。精神障がいの等級は、1級から3級に区分され、手帳所持者は、各種の保健・医療サービス等を受けることができる。

**成年後見制度** 知的障がいのある人、精神に障がいのある人等で、主として意思能力が十分でない人の財産がその人の意思に即して保全活用され、ま

た日常生活において、主体性がよりよく実現されるように、財産管理や日常生活上の援助をする民法に定める制度。成年後見体制を充実するために、法人・複数成年後見人等による成年後見事務の遂行、選任の考慮事情や本人の身上に配慮すべき義務、法人成年後見監督人の選任、保佐監督人、補助監督人などについて規定されている。

**総合計画** 地方自治法に基づく市町村経営の最上位計画。本町の第五次総合計画は、平成27年度から平成34年度を計画期間としている。

**団塊の世代** 第二次大戦直後、我が国の出生数は年間260～270万人に及んでおり、この時期を第1次ベビーブームと呼び、この時代(昭和22～24年)に生まれた人たちは「団塊の世代」といわれる。また、この第1次ベビーブームの人たちが出産しはじめ、第2次ベビーブームと呼ばれたのは、昭和46～49年の出生数が年間200万人を超えたころの時期であった。

**短期入所(ショートステイ)** 障害者総合支援法に定める短期入所は、居宅において障がいのある人の介護を行う人が病気等の理由により介護ができなくなった場合に、障がいのある人が障害者支援施設、児童福祉施設、病院等に短期間入所する障害福祉サービスをいう。介護保険法にも同じサービスがある。

**地域共生社会** 平成28年6月の閣議決定では「子ども・高齢者・障がいのある人などすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会」としていたが、平成29年2月厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部では「制度・分野ごとの『縦割り』や『受け手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参加し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」としている。

**地域子育て支援センター** 子育て全般に関する相談・指導、育児講座・子育てサークルの開催などにより、子育て家庭に対し支援を行う機関。本町には、ひまわり（中央保育園）とたんぼぼ（結保育園）の2か所がある。

**地域支援事業** 高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業。地域支援事業は、高齢者が要介護状態等になることを予防する介護予防・生活支援サービス事業、介護予防拠点である地域包括支援センターに関する包括的支援事業、家族介護者等を支援する任意事業等から成っている。地域支援事業に要する経費は、介護保険から支払われる。

**地域生活支援事業** 地域生活支援事業は、地域の実情に応じて、柔軟に実施されることが好ましい事業として障害者総合支援法に位置づけられている。市町村が行う必須事業として、理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業及び地域活動支援センター機能強化事業があり、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業等の必須事業以外の任意事業も実施することができる。

**地域生活への移行** 長期の入所が常態化している身体に障がいのある人、知的障がいのある人及び精神に障がいのある人の施設入所者や、精神科病院の社会的入院者が、グループホーム、一般住宅等での生活へ移行することをいう。

**地域福祉** 社会福祉法においては、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成す

る一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる」こととしている。地域住民の生活上の問題に対して、住民相互の連帯によって解決を図ろうとする点が地域福祉の特徴といえる。

**地域福祉活動計画** 社会福祉協議会が策定する地域の福祉に関する計画。この安八町おたがいさま計画は、安八町地域福祉計画と安八町地域福祉活動計画を一体化して策定したものである。

**地域福祉計画** 社会福祉法に定められた地域福祉の推進に関する市町村の計画。その内容は、①地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項、⑤包括的な支援体制の整備に関する事項を満たさなければならない。

**地域包括ケアシステム** 地域において、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」の5つのサービスを一体的に提供できるケア体制を構築しようということ。

**地域包括支援センター** 地域包括支援センターは、保健師又は経験のある看護師、主任ケアマネジャー及び社会福祉士を置き、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント等を業務とする介護保険法に規定された機関である。地域包括支援センターは、生活圏域を踏まえて設定され、市町村又は市町村に委託された法人が運営する。

**知的障害者相談員** 知的障害者福祉法に基づく知的障がいのある人の福祉の増進を図るための民間協力者。原則として、知的障がいのある人の保護者のなかから、市町村長が委嘱する。

**昼間人口** ⇒ 夜間人口

**DV（ドメスティックバイオレンス）** 家庭内暴力。

**登龍校区子どもサポート隊** ⇒ 学校安全サポーター

**特定非営利活動法人** ⇒ NPO法人

**特別支援学校** 児童生徒等の障がいの重複化に対応した適切な教育を行うため、平成19年4月から、盲・聾・養護学校は障がい種別を超えた特別支援学校に一本化された。在籍児童等の教育を行うほか、小中学校等に在籍する障がいのある児童生徒等の教育について助言援助に努めることとされており、地域の特別支援教育のセンター的な機能を担う。

**難病** 発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。障害者総合支援法では、法の対象となる「障害者」として358疾患・症候群の難病を指定しており、難病の患者に対する医療等に関する法律では、医療費の公費負担の対象となる難病として、330疾患・症候群を指定している。

**日常生活支援事業（ワンコインサービス）** 元気サポーターが、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯などのゴミ出し、掃除、買い物、話し相手などをワンコイン（100円・500円）で行うサービスで、介護保険法の介護予防・生活支援サービス事業として行っている。

**日常生活自立支援事業** 知的障がいのある人、精神に障がいのある人、認知症高齢者など判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理等の援助などを行うもので、都道府県社会福祉協議会が市町村社会福祉協議会と協力して実施している。

**認知症** 脳の器質的障がいにより、いったん獲得された知能が持続的に低下すること。認知症には、

脳梗塞、脳出血等による脳血管障がいの結果生ずる脳血管性認知症、アルツハイマー病、原因不明の脳の変性により脳の萎縮が認められる老年認知症等があるが、未解明の事項も多い。

**認知症カフェ** 認知症の人やその家族、地域住民、介護や福祉などの専門家などが気軽に集い、情報交換や相談、認知症の予防や症状の改善をめざした活動をする場所。介護保険法の地域支援事業の包括的支援事業として、町内の介護保険事業所で行っている。

**ねたきり** 一般に、ねたきりで6か月以上を経過し、日常生活を行う上で介護を必要とすることをいう。

**ネットワーク〔network〕** 関係する人々のつながり。地域福祉のネットワークづくりとは、関係する他の役割を持つ人々や団体と、情報の共有、意見交換、それぞれの役割の確認などを行う場を持つことである。

**ノーマライゼーション〔normalization〕** デンマークのバンク・ミケルセンが知的障がいのある人の処遇に関して唱えた理念。障がいのある人など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方であり、方法である。このノーマライゼーションの思想は、世界中の障がいのある人に対する考え方の基本となっている。

**徘徊高齢者** 認知症などの要因により、あてもなく、うろろと歩きまわる高齢者をいう。

**バリアフリー** 住宅建築用語として、障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するというをいい、具体的には段差等の物理的障壁の除去をいう。より広くは、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。

**ひかりの里** 正式名称は「安八町社会就労センター

ひかりの里」。障害福祉サービスの就労継続支援（B型）を提供している事業所で、安八町社会福祉協議会が運営している。

**避難行動要支援者** 地震や火事などの災害時に支援を必要とする要介護高齢者、障がいのある人、乳幼児等をいう。かつては「災害弱者」「災害時要援護者」と言っていた。

**避難行動要支援者支援マップ** 町の避難行動要支援者を一覧できる地図。避難行動要支援者の必要とすること等も記入されている。

**ファミリーサポートセンター** 育児や介護の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織。

**フィラソロピー** ⇒ 社会貢献活動

**福祉** 広くは福利、幸福を表す言葉。宗教的意味で危急からの救い、生命の繁栄を意味する。また、社会福祉と同義に使われたり、社会福祉、公衆衛生、社会保障を包括した概念として使われるなど、必ずしも定義は定まっていないが、社会福祉の目的概念として、健康で文化的な最低限度の生活を積極的に表すものとして使われている。近年になって、当事者の意思を含んだより前向きな「自立支援」という言葉が用いられるようになった。

**福祉活動専門員** 社会福祉協議会に配置され、民間社会福祉活動の推進方策の調査、研究、企画立案、広報、指導等を担当する専門職。

**福祉教育** 国、地方公共団体、民間団体、ボランティア等が主に住民を対象として、福祉についての知識や理解、住民参加を促すために、講習、広報等の手段により行う教育のこと。近年においては、家族機能の低下、地域の連帯の喪失等の社会状況の変化に伴い、福祉教育の役割は大きくなりつつある。なお、学校においても、児童・生徒に対して福祉教育がなされている。

**福祉協力校** 児童・生徒にボランティア活動を通じて、福祉の実践学習を行うことを目的に、町社会

福祉協議会が福祉協力校の指定を行っている。地域の高齢者や障がいのある人との交流などを通じ、共に生きる地域社会の身近な福祉課題に関心を持ってもらうことをねらいとしている。

**福祉推進委員** 地域において、区長及び民生児童委員と連携し、福祉に関する問題や要望を発見し、見守り・声かけ活動を展開して、地域の人たちがともに福祉のまちづくりを進めていく推進役である。福祉推進委員は、地区単位に配置され、町社会福祉協議会会長が委嘱する。

**ふれあいいきいきサロン** 家に閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者等に対し、公民館等において、生きがい活動や食事を提供することにより、高齢者の孤独感の解消を行っている。社会福祉協議会が推進している地域住民による福祉活動である。

**ふれあいカード** 災害時に支援を受けたいひとり暮らし高齢者等が町に提出する書類。これにより、町の避難行動要支援者リスト・避難行動要支援者マップに記載される。

**ふれあいカフェ** 週に複数回開催するふれあいいきいきサロンのこと。2か月に1回程度開催しているふれあいいきいきサロンの名称が定着してしまっているので、本町における本来のふれあいいきいきサロンを「ふれあいカフェ」という。本町のふれあいカフェは、高齢者だけでなく、障がいのある人、子どもなど、あらゆる世代の人達の交流の場とすることをめざしている。

**ベビーブーム世代** ⇒ 団塊の世代

**放課後児童クラブ** 昼間、保護者のいない小学校児童を学校の空室等を活用し、放課後の児童の育成・指導に対応するサービスを提供するもの。学童保育、学童クラブなどともいう。

**放課後等デイサービス** 学齢期の障がいのある児童が学校の授業終了後や学校の休業日に通う、療育機能・居場所機能を備えたサービスをいう。障がいのある児童の「放課後児童クラブ」である。



**奉仕体験事業** 本町の中学生が老人福祉施設の清掃活動や町のイベント等にボランティアとして参加する事業をいう。

**訪問介護** ⇒ ホームヘルプサービス

**ホームヘルプサービス** 居宅において介護を受ける人に対し、ホームヘルパーにより行われる入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の日常生活上の世話をいう。介護保険制度では訪問介護といい、障害者総合支援制度では居宅介護という。

**母子世帯** 現に児童（20歳未満）を扶養している配偶者のない女性と児童のいる世帯をいう。母子世帯は、近年の離婚や未婚の母の増加により増える傾向にある。

**ボランティア〔volunteer〕** 本来は、有志者、志願兵の意味。社会福祉において、無償性、善意性、自発性に基づいて技術援助、労力提供等を行う民間奉仕者をいうが、「有償ボランティア」という言葉も使われている。個人又はグループで、①手話・点訳、学習指導、理美容、電気、大工、茶・華道、演芸（劇）指導等の技術援助、②障がいのある人・児童・高齢者等の介護や話し相手、おむつたみ、施設の清掃等の自己の労力・時間の提供、③一日里親、留学生招待、施設提供、献血・献体、旅行・観劇招待等、の奉仕を行う。

**ボランティアコーディネーター** 社会福祉協議会のボランティアセンターに配置され、ボランティア活動の受け手のニーズと担い手のニーズを調整する役割を担う専門職。

**ボランティアセンター** 社会福祉協議会に置かれ、ボランティア活動を求めるニーズの把握、ボランティア活動に必要な社会資源の確保開発、ボランティア活動の拡大普及の有機的結合を図りながら、ボランティア活動を活性化するための推進機構。具体的には、ボランティア活動の需給調整を中心として、相談、教育、援助、調査研究、情報提供、

連絡調整などを業務としている。

**ボランティア連絡協議会** ボランティアは、それぞれ独自のボランティア活動を行っており、他のボランティアとの横のつながりが無い。ボランティアの交流・意見交換等の場がボランティア連絡協議会である。

**マリ・クリスティーヌ** 父はイタリア系米国人、母は日本人。上智大学在学中にスカウトされ、タレントとして活躍。その後、国際会議やコンサート司会、講演会などを通し、国際異文化交流の橋渡し役として幅広く活動している。平成6年東京工業大学大学院修了。平成8年横浜にNPO法人「AWC・アジアの女性と子どもネットワーク」設立。平成12年国際連合人間居住計画（ハビタット）親善大使。「女性にやさしいまちづくり（平成16年ユック舎）」「お互い様のボランティア（平成17年ユック舎）」など著書多数。

**マンパワー〔manpower〕** 人的資源。

**民生児童委員** 民生委員は、民生委員法に基づき各市町村に置かれる民間奉仕者。都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱する。民生委員の任期は3年である。市町村の区域内において、担当の区域又は事項を定めて、①住民の生活状態の把握を必要に応じ行うこと、②援助を要する人の相談に応じ、助言その他の援助をすること、③社会福祉事業の経営者やボランティア団体と密接に連絡し、その事業又は活動を支援すること、④福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること、等を職務とする。民生委員は、児童福祉法による児童委員を兼務するため、民生児童委員という。

**向こう三軒両隣** 自分の家の向かい側の3軒と左右の2軒の家。日頃親しく交際している近隣。隣組の単位ともなった。

**結見守り隊** ⇒ 学校安全サポーター

**夜間人口** 夜間の人口。国勢調査とほぼ同じ人口である。これに対して、昼間働いている場所の人口

を昼間人口という。大都市は、夜間人口より昼間人口が多く、ベッドタウンはその逆である。本町は、昼間人口より夜間人口が多い。

**友愛訪問** ひとり暮らし高齢者や要援護高齢者等の孤独感の解消等を目的に、その家庭へ赴いて、会話などをする活動。訪問するのは、老人クラブ会員、民生児童委員、福祉推進委員などである。

**有償ボランティア** 利用者から交通費など実費を受け取って行うボランティア活動又はその活動を行う人。

**ユニバーサルデザイン** 「すべての人のためのデザイン」をいう。障がいのある人や高齢者、外国人、男女など、それぞれの違いを越えて、すべての人が暮らしやすいように、まちづくり、ものづくり、環境づくりなどを行っていこうとする考え方である。ユニバーサルデザインは、障がいのある人や高齢者に対するバリアフリーの考え方をさらに進めて、例えば施設やものをつくるときに、始めからできるだけすべての人が利用できるようにしていくことである。

**要援護者** 援助を必要とする人。生活保護受給者、母子家庭等で生活に困っている人、要支援・要介護認定者、重度の障がいのため日常生活に困っている人などがある。

**要介護認定者** 介護給付を受けようとする被保険者の申請によって、市町村が行う要介護状態区分の認定を受けた人。要介護とは、「身体上又は精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、6か月継続して、常時介護を要すると見込まれる状態」とされている。要介護状態は、要支援状態よりも介護の必要の程度が重度であり、その区分は介護の必要度により5段階に区分（要介護状態区分）されている。

**要保護児童対策協議会** 虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童等に関する情報交換や支援

を行うために協議する場であり、市町村に設置されている。

**ライフスタイル [life style]** 衣食住、交際、娯楽等の生活の様式及び社会の行動や様式を形づくる考え方や習慣。特定の社会・集団の中で共通してみられるものから、地域や民族、階層の違いによるもの、個々人のもつものまで、幅広くとらえられる。少子化、長寿化、核家族化、人口の流入、就労女性の増加、豊かな社会の実現などにより、ライフスタイルは変化しつつある。

**療育手帳** 児童相談所（岐阜県は「子ども相談センター」）又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。岐阜県では、A（過去にAの判定を受けた人でA1・A2の判定を受けていない人）、A1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）及びB2（軽度）の5種類に区分している。療育手帳を所持することにより、知的障がいのある人は一貫した指導・相談が受けられるとともに、各種の援護が受けやすくなる。

**老人クラブ** 会員相互の親睦を深めるとともに、社会奉仕等の社会参加により、生きがいを高めようとする高齢者による自主的な組織。ゲートボール、歌、踊り、地域奉仕、地域交流等の活動が行われている。老人クラブの対象年齢は、多くが60歳以上としているが、長寿化に伴って対象年齢の引き上げをした所もある。

**老人福祉計画** 平成2年に公布された老人福祉法等の一部を改正する法律により、都道府県及び市町村に老人保健福祉計画の策定が義務づけられた。市町村の老人保健福祉計画においては、老人福祉法に基づくサービス及び老人保健法に基づく医療等以外の保健事業の確保すべき目標その他必要な事項を定めることとされていた。介護保険法の成立により、要介護、要支援に該当する高齢者等の介護サービス量等については、介護保険事業計画

で定めることとされ、平成20年度からは、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正され、老人保健計画は保険者が策定する特定健康診査等実施計画に変更されたため、老人福祉計画となった。

**老々介護** 高齢者が高齢要介護者を介護すること。核家族化や長寿化などの要因により、老々介護が増加している。

**我が事・丸ごと** 地域住民が地域で起きているさまざまな問題を他人事ではなく、「我が事」としてとらえ、市町村は分野別の相談を「丸ごと」受け止めようという発想をいい、厚生労働大臣を本部長とする『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部が提唱している。

**ワンコインサービス** ⇒ 日常生活支援事業

# 安八町おたがいさま計画

（ 第3期 安八町地域福祉計画 ）  
（ 第2期 安八町地域福祉活動計画 ）

---

発行年月 平成30年3月

---

## 安八町

〒503-0198 岐阜県安八郡安八町氷取161番地

TEL 0584-64-3111 FAX 0584-64-5014

URL <http://www.town.anpachi.gifu.jp>

## 発行者

### 安八町社会福祉協議会

〒503-0115 岐阜県安八郡安八町南今ヶ淵400番地

TEL 0584-47-7704 FAX 0584-64-5775

URL <http://www.haroro.com/an-8syakyo>

---